

平成 25 年 03 月 19 日総務委員会での会議録

○上西委員 上西小百合です。

通告に従って質問させていただきます。

まず、今回の改正法案の中で、地方財政対策の一つに、地方公務員給与の臨時特例として、本年七月から国家公務員と同様の給与削減を自治体に要請する旨が挙げられています。大手相場企業の労使交渉でボーナスが満額回答だったとか、株価が上昇しているというニュースが流れる中で、世の趨勢に反する事案のように思われてなりません。

加えて、北海道夕張市の財政破綻を機に、どの自治体も起債制限団体や財政再建団体に陥らないようにさまざまな歳出削減をし、本来手をつけてはならないような基金の切り崩し、そして定員削減や既に大幅な給与カットをしている自治体は実に多いのが現実で、これまでの地方の努力の認識をしていないのではないかという声も聞かれています。

改めて、今回の要請をするに至った大臣のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○新藤国務大臣 これまで独自の給与の削減や行革努力をおやりになってきた自治体の努力には、私は承知をしておりますし、敬意を表したいというふうに思います。

そして、その上で、今回は、日本をもう一回再生するんだということが我々政治の責務です。その先頭に立って仕事をするのが内閣です。また、行政の責任として我々がやらなければいけない、このように思っているんです。その中で、今、民間企業は給与を上げろと、それは我々もそういう要求をしています。

そういう中で、他党のことではありますが、民間には、内部留保があり、これまでの経済を乗り切るためのいろいろな政策の中で、人件費が上がらない。もちろん、利益が出ていないんですから人件費を上げづらい部分もありますが、一方で、内部留保があって、それが投資にも回らないし人件費にも行かない、こういう現状があるわけでありまして。

経済の先行きが見えなければ、企業は新たな手を打つことはできないと思います。ですから、我々は、大胆な金融緩和と機動的な財政出動によって、さらにそれに民間の需要を想起させる、そういう経済成長戦略をもって、企業がお金を使いやすい状態に、そして金融機関がお金を貸しやすい状態に、そういうものに持っていったわけでありまして。その中で、今回の賃上げ要請に応じて、呼応する企業が少しずつ出てきている。まことに喜ばしいことで、ありがたいことだと思っています。

一方で、国と地方は巨額の借金を抱えているんです。内部留保どころではありません。巨額の借金があるんです。この財政再建をなし遂げないまま、国の再生が起り得るわけがありません。一度にはできません。ですから、少しずつでもやっつけよう。そして、ここで一回リセットするためにも、国、地方がその姿勢を国民の前に示そうではないかということで、今回の給与削減をお願いするということになったのであります。

行革努力をやってきた。大変な血のにじむ努力だと思います。しかし、それでも国の標準よりも高いというのはどういうことなんですか。どれだけ下げたかではないんです。そもそもの基準が高いか低いか。

こういうことから考えてみれば、悪いとは言いませんよ。それぞれの町の事情があるんですから。しかし、国の経済が高度経済成長してきたときに地方はどっと伸びたんです。国はそういう体制になっていませんから。国と地方にはそもそもの経済運営の中の違いがあります。それから、給与体系の違いもあるんです。この十年や二十年の中でいえば、地方は大変な努力をしているとおっしゃる。しかし、その前のところからいえば、一体国家が、経済成長でぼんと上がったときにどういう状態になったのかというのは、私は長いスパンを見るべきだと思っています。

それから、公務員と民間の給与比較も、景気のいいときは自分たちはどんどん給料を上げられて、それでも公務員の給料なんか上がりません。景気のいいときに、公務員給料けしからぬなんて声も出ませんでした。それが、今度は景気が悪くなると、けしからぬと。これも私はいかがなものかなという気持ちもございます。公務員は一生懸命みんなやっている。

それぞれの制度の中で、今回のことは、総合的に考えて、一度、日本再生のためには国、地方が一緒になって頑張りましょう、こういうことでお願いをした。そういうことだとぜひ御理解をいただきたいと思います。

○上西委員 ありがとうございます。

今回の地方公務員の給与に関する要請は、全国おのおのの地方の給与カット、そして定員削減などの取り組みを勘案すべきであり、全地方公共団体に対して押しなべて一定額、一定率の給与削減を求める性質のものではないと考えていますが、大臣はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○新藤国務大臣 そのとおりでございます。

ですから、行革努力を既に行っていて、国の求める、国並みの水準に達しているところは、それは今回の削減要請はしていますが、やる必要がないのであります。

国の削減を上回って、そして、今回下げても、まだそれでも高い自治体がございます。国に対して地方のラスパイが一〇七ぐらいですから。でも、今、全体で、一一〇を超える自治体もあるんです。そういうところは一〇〇に下げろとは言っておりません。国が七・八削った分、国よりも高いところについては、その七・八を削ってくださいねと。さっきも言いましたが、ラスパイが一〇五であれば五を削っていただければ結構、一〇三であれば三を削っていただければ結構。

それぞれの行革努力に応じて、とにかく今国と地方が水準をそろえませんか、こういう要請をしているんだということであって、委員が御指摘のことと同じ思いで我々は要請をしている、こういうことでございます。

○上西委員 各自治体においては、過去の歳出削減策に加えて、現在でも、三十五人学級の導入、そして、学校などの耐震化策、治安対策として警察官の増員、自治体病院の拡充そして機能強化などなど、本当に、住民ニーズに即応するため、随時大変な財政の負担があり、任務も多種多様化しているにもかかわらず、平成六年をピークに職員数は低減して

いるのが現実です。また、途中、多くの自治体で大合併が行われ、行政のスリム化は加速度をつけて進んだように思います。このように職員数は大幅に減った。さらに、給与水準までが、全国平均値では国の基準となるラスパイレス指数一〇〇を下回っているのは、地方自治体が抑制に抑制を重ねた努力の成果だとみなすべきだと思います。

それにもかかわらず、国が一方的に地方交付税を削減して地方公務員の給与削減を強制する根拠を私は見出せません。総務省としての御見解をお願いします。

○新藤国務大臣 ですから、ラスパイが下回っている部分には削減を求めているんですよ。国の水準に達しているところには、それはそれで結構でございますと言っているわけで、大変な御努力をいただいているわけです。

ラスパイが高いからといって、私は、それが放漫だとは思っておりません。それぞれの町の事情がありますから。しかし、現状において国の水準を上回るものについては国並みの水準にさせていただきたい、こういうお願いをしているのであって、今御指摘がありました、国の水準を下回るものに強制的なものを、もちろん強制的に進めておりませんが、そもそも国の水準を下回るところには求めてはいないんだということは御理解をいただきたいと思います。

○上西委員 ありがとうございます。

ただ、私たち、地方の声を聞きますと、やはり強制的に感じているところもあるということをお聞きいただければと思います。

また、国家公務員の給与が七・八%削減された際、その減額分は、東日本大震災を契機とする防災・減災事業の充実や地域活性化のニーズがあることから、事実上、こうした事業に充てる財源になると説明を受けてきました。

一方で、先ほど確認したとおり、地方公共団体における職員数削減の取り組みは既に積極的に行われ、こうした地方の取り組みも反映した元気づくり推進費の算定を行うと伺っていますが、具体的な算定方法とそのベースとなる考え方の御説明をお願いします。

○坂本副大臣 地域の活性化等の緊急の課題に対処することから、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目、地域の元気づくり推進費を設けて、全ての地方公共団体について、人口を基本にして算定することにしました。

その際に、それぞれの地方公共団体のこれまでの人件費削減の努力、それからラスパイレス指数と職員数の削減率、このことを反映することにしております。

まず、ラスパイレス指数につきましては、直近、平成二十四年度、または直近の五年間、二十年度から二十四年度の平均値の小さい方を用いて、一〇〇を下回る度合いに応じて割り増し算定を行うというふうにしております。

それから、職員数につきましては、全国の職員数がピークでありました五年間、平成五年から九年まででありますけれども、その平均数と、直近の五年間、平成二十年から二十四年度までであります。その平均職員数による削減率に応じて割り増しを行うというふうにしております。

○上西委員 ありがとうございます。

給与削減と見合いの額である約九千億円が、このたび、防災・減災事業と元気づくり推進費で措置されることとなっていますが、先ほどの説明から、元気づくり推進費について、この措置は、地方の行革努力を反映した算定を行うこととなり、基準財政需要額に反映されるはずで

その一方で、地方債は、地方交付税ではなく、起債をさせるのですから、給与カット分に見合う現金を確保したことにはなりません。本来であれば、行革努力の総額を交付税として確保し、そして、地方団体の借金である地方債で確保すべきではないと思います。それを地方債で確保する真意は何でしょうか。御答弁をお願いします。

○坂本副大臣 今回の給与削減と同時に、その削減に見合いました事業、今言われました、八千五百億円として、防災・減災事業や地域の元気づくり事業を新たに歳出に計上しております。

このうち、防災・減災事業につきましては、公共施設の耐震化や避難施設の整備などの建設事業を内容とするものであり、これは、現世代の住民と便宜を受ける後世代の住民との間の負担の公平性の観点から、地方債により実施することが適切であると考えて、地方債を財源というふうにしたところであります。

○上西委員 ちょっとわからないんですけども、ちょっと時間がないので、次の方に行かせていただきます。

一昨年三月十一日の東日本大震災では、筆舌に尽くしがたい大変な被害があり、また、多くのとうとい命が犠牲になりました。謹んで哀悼の誠をささげ、二度とあのような惨禍が起こることのないように祈るばかりです。

私は、前回の質問時にも申しましたが、小学生のとき阪神・淡路大震災を経験し、電気、ガス、水道に交通機関などのライフラインが機能しなくなったときの困難さや悲惨さを体験して、改めて、備えあれば憂いなしの言葉の重さを痛感しました。しかし、災害は忘れたころにやってくるのも世の常です。そのようなことを考える中で、今回の改正法案にも、防災、減災対策費や消防関係費が多く盛り込まれていることを私は高く評価しています。しかし、例えば、まだどこかで何らかの天変地異が起こったとき、災害医療体制は万全なのか、考えていては、本当にいても立ってもいられません。

その中で、各地の大震災の折に注目を浴びる救急救命士の活動範囲のことについて若干質問させていただきます。

大震災時には、町全体の大混乱で、消防機関が保有する救急車、救急隊員、消防団員だけでは対処できないのは火を見るよりも明らかです。そこで、救急隊員の行う応急処置の医学的な質を保証するメディカルコントロールについて質問いたします。

先日、埼玉県久喜市で、体調不良を訴えた七十五歳の男性が、救急搬送で二十五の病院から計三十六回も受け入れできないと言われ、不幸にもお亡くなりになられたという悲しいニュースが流されました。また、二月の東京マラソンでは、心肺停止状態になったラン

ナーをほかの選手が救命手当てをし、名前も名乗らず立ち去ったという美談がありました。

久喜市の例では、かつて奈良県内で妊婦のたらい回しがクローズアップされて以降ほとんど同様の事例を聞かなくなっていたので、まだそのような前近代的な実態があるのかと驚き、また、腹立たしい思いがしました。

県境を越えた医療機関へ男性が搬送されたのは一一九番通報から二時間半もたっていたそうですが、なぜすぐにその医療機関へ打診ができなかったのか、それが不思議でなりません。県境という壁があるなら、実際二時間半後には搬送しているわけですから、理由になりません。そのあたりをどのように総括されているのか、御答弁をお願いします。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事案でございますけれども、お話がございましたように、本年一月六日、埼玉県久喜市におきまして、七十五歳の男性が呼吸困難を訴えて救急要請をされました。そして、現場に到着しました救急隊が医療機関への受け入れ照会をお話がございましたような回数行いまして、結果として、三十七回目に茨城県の方の医療機関に決定して、男性を搬送させていただいたという事案でございます。しかしながら、残念ながら搬送後に男性の死亡が確認された、こういったことでございました。

その問題が、委員もお話がございましたように、県境を越える問題を含めていろいろな問題があるんだろうと思いますけれども、埼玉県の方では、当該救急活動の検証や今後の改善策を検討していきたい、こういうふうに言っておると聞いておりますので、私どもとしても、連携していきたいというふうに考えております。

それで、先ほど御質問の中にもございました奈良県の事案などを踏まえまして、消防庁では、傷病者の円滑な受け入れを図るため、平成二十一年に消防法を改正しまして、各都道府県に傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準というものをつくっていただくように義務づけておりまして、埼玉県を含めて、全団体に既に策定されております。このような事案が発生する前から、二十三年度から、その運用についてもフォローアップをするようお願いをしてきたところでございます。

しかしながら、この事案を踏まえまして、厚生労働省とも協力をしながら、必要に応じて、関係機関に対して、実施基準的的確な運用や実情を踏まえた改定などを促してまいりたい、このように考えております。

○上西委員 東京マラソンの例では、一般市民の行為ですから美談になってはいますけれども、専門的知識を有する救急救命士の免許を持つ者が救急業務以外で救急救命処置をすれば違法行為になるという矛盾点を伺ったことがあります。

例えば、お年寄りがお餅を喉へ詰まらせた場合、一般人がピンセットなどの鉗子を使って咽頭や声門上部にあるお餅を取り出して救命すればヒーローになるのに、日ごろ救急車の中で、医師のコントロール下でなりわいとして活躍している医療専門職である救急救命士が行えば違法になるかもしれないというものです。

実際は、構成要件には該当するけれども、緊急避難行為として違法性が阻却され、立件



されたという例はなさそうなので、この部分の答弁を求めることはいたしません、医療行為には高度の専門的知識、技術を必要とし、その質の保証としての免許制度である点は理解できますが、先ほど申しましたお餅のような事例はどのように解釈すればいいのか、納得がいきません。

そのような中で、救急救命士の役割を改めて考えてみますと、平成十三年三月の消防庁救急業務高度化推進委員会報告書に適切なメディカルコントロール体制の構築のあり方が示され、メディカルコントロール体制の構築が全国的に進められてまいりました。平成十六年には、都道府県メディカルコントロール協議会と地域メディカルコントロール協議会が全都道府県に設置されています。

昨今の救急搬送の受け入れ問題についての改善には、メディカルコントロール協議会の法的位置づけを明確化させ、そして権限をしっかりと持たせることが救急医療システムの質の向上につながると考えます。それが、さきに述べました久喜市のような事例解消の一助になると確信もいたします。

交付税で運営されているメディカルコントロール協議会の現状をどのように位置づけされているのか、また、今後はどのように位置づけしていくおつもりなのか、御見解をお答えいただきたいと思います。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、消防庁の方で設けました研究会を踏まえまして、平成十四年に消防庁、厚生労働省から通知を出しまして、各都道府県や各地域に、救急救命士を含みます救急隊員の応急手当て等の質を確保するためのメディカルコントロール体制強化、メディカルコントロール協議会の設置を促進してきた、こういうことでございます。これはお話のとおりでございます。

そして、平成二十四年、昨年九月一日現在で、都道府県のメディカルコントロール協議会は全都道府県で四十七、そして、地域のメディカルコントロール協議会は全国二百四十六設置されておまして、これもお話がございましたように、全国で全ての消防本部の管轄区域においてメディカルコントロール協議会が設置されているという状況でございます。

そして、その上で、平成十九年に全国のメディカルコントロール協議会連絡会というのを私どもの方が主導して設けまして、各メディカルコントロール協議会の役割や取り組みがより明確になるような取り組みをしてまいりました。

今後とも、そういったラインで各協議会が活用されるように努力してまいりたいと思います。

○上西委員 ありがとうございます。

交付税で運営されているわけですから、なるべく責任の所在というのをはっきりさせていただきたいと思います。

次に参ります。

救急救命士は、救急自動車内でしか救急救命処置ができないという場所制限があるんですけれども、改めて、救急救命士法四十四条第二項に定める救急自動車などの定義を厚生労働省から御説明願えますでしょうか。

○高島政府参考人 お答えいたします。

救急救命士法四十四条二項で、救急用自動車という言葉が使われております。一般的には、救急用自動車とは、救急患者を搬送する用途に使用される自動車をいうものと考えております。

また、この救急救命士法四十四条二項に規定しております救急用自動車等でございますけれども、この中身につきましては、この施行規則の第二十二条におきまして定義をしております。中身としましては、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するもの、こういうように記されております。

○上西委員 ありがとうございます。

その定義に従って質問を続けます。

例えば、民間救急車を導入するのは難しいのでしょうか。緊急自動車は、例えば、電力会社、鉄道各社、JAFなどの法人も所有し、実際に運行していますが、医療機関などのほかにも、一定要件を満たす民間法人、必ず一定要件を満たしたことを前提にした質問ですが、民間法人の救急車の運用を図ることができれば、救急救命士の活動範囲も大幅に増すと思います。

現実には、民間では、サイレンが鳴らせない、赤色回転灯が使えない、法定速度を超えられないなどなどの規制が厳しいようですが、どのようにすれば運行が可能になるのか、規制緩和策の御答弁をお願いいたします。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

民間の患者等搬送事業でございますけれども、こちらは、救急需要が大変ふえておりますので、そういった民間の方を利用される事例もふえておりまして、事業そのものもふえてきているということでございます。

私どもでは、既に平成元年に、どういった形で事業を進めるといいかということをお示ししながら、対応してきたというところでございます。

それで、今の赤色灯とかの関係でございますけれども、緊急に搬送を要する患者さんにつきましては、私ども消防の方が責任を持って対応するというのが仕組みでございまして、したがって、緊急に搬送する必要がある傷病者を医療機関に搬送するのは市町村の責務というふうに考えております。

他方で、緊急性がない傷病者の搬送につきましては、逆に消防の任務としては想定をしていないということもございますので、そのような傷病者に対しましては、お話ございましたような民間の患者等搬送用自動車を利用していただくことがむしろ期待されているということかなと思います。

そういったラインで申し上げますと、民間の患者等搬送用自動車は緊急走行すること自体がちょっと想定されていないということではないかと考えておりました、また、そのような御要望も今のところお聞きしていないという状況でございます。

○上西委員 ありがとうございます。

財団法人救急振興財団における救急救命士の養成について質問をいたします。

救急救命士制度の発足時には、国は、救急救命士の養成を図るために、四十七都道府県共同出資のもとで、総務省、消防庁の所管である財団法人救急振興財団を設立し、その傘下に救急救命東京研修所と救急救命九州研修所の二つの研修所を設置し、救急救命士の養成を行っています。平成三年に救急救命士制度が創設されて二十二年が経過した現在、救急救命士の量的充足は果たされつつあり、そして今でも年間八百名ほどの消防署職員の救急救命士が誕生しているのが現状です。既にタイトルホルダーにはなったが実働することがない、こういった方が随分いるようにも伺っています。

配付資料一に記載のとおり、学校法人設立の大学や専門学校が三十五校も現存し、また、看護師を初めとするいわゆるメディカルスタッフがその資質向上のため四年制大学での養成にシフトチェンジしていく中で、この特例的な公的養成所での医療専門職教育をわずか七カ月に修了する意義と必要性に私は疑問符がつきまといます。高度な専門職養成機関ゆえに、もし今後も存続させるのであれば、ほかの医療専門職と比較しても、最低三年程度は必要ではないかとの意見も伺います。

研修期間が七カ月に十分だと厚生労働省は認識されているのか、本来はもっと長期にするべきだとお考えなのか、厚生労働省の御所見をお聞かせください。

○高島政府参考人 救急救命士の養成課程におきます養成期間につきましては、救急救命士法第三十四条の規定に基づきまして、受講者の経験等に応じて六カ月以上、一年以上、二年以上というふうに定められております。

救急振興財団における救急救命士の養成課程につきましては、まずその受講の要件として、消防学校で救急業務に関する二百五十時間の課程を修了し、かつ五年間以上の救急業務に従事、または二千時間以上の救急活動をしていることとすることを定めております。こうしたことから、その後の養成課程におきましては、六カ月以上で必要な知識と経験を得ることができるということでこういう制度にしております。

○上西委員 ありがとうございます。

私は、既にこの教育機関の使命は終わったと考えますし、少なくとも、東京、北九州、この二カ所にある研修所を最悪でも一カ所に集約させるべきだと思っておりますが、消防庁の御所見をお願いいたします。

○長谷川政府参考人 お答えをいたします。

お話ございましたように、現在、救急振興財団では、東京研修所それから九州研修所、合わせて年間八百人の救急隊員を救急救命士の試験に合格すべく養成をいたしております。

私、昨日も東京研修所の卒業式に行っていましたけれども、皆さん一生懸命勉強さ



れて、非常に意気盛んにやっておられるというふうにお見受けいたしました。

そしてまた、救急救命士の処置が拡大されましたから、それに対応するため、追加講習というのも年間六百人程度行っているという状況でございます。

全国の救急隊員は約六万人おりまして、そのうち二万人余りが救急救命士として実際に運用されているという状況でございますけれども、今後のことを考えますと、やはり、例えば昇進、退職、その他のことで、引き続き有資格者を確保していくという必要がございます。当研修所の活動に期待する消防機関もまだあるというふうにご考えております。そういう意味では、今後とも一定のニーズが続いていくというふうにご考えております。

また、消防庁の方では、今年度、救急救命士の再教育につきまして検討を進めてきております。そのためにも必要な体制の確保が求められておりまして、同研修所の活用が期待されるというふうにご考えております。

○上西委員 ただ、現場の方からは、量的充足はもう果たされているということを知っていますし、また、この二カ所、必要があるのかということを経済の面からも今後御考慮くださればと思います。

どうもありがとうございました